

## 令和 7 年度第 14 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 10 月 21 日

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線 5028 〕

## ① 件 名

宮城県条例の形式の左横書き化に伴う石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の整理について

## ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

## 【背景】

宮城県条例等は縦書き形式で制定されていたが、デジタル機器による閲覧が不便で読みやすさに欠けることから、令和 7 年 3 月に「条例の形式を左横書きに改正する条例」が公布され、既存の条例等について同年 4 月 1 日付けで左横書きへ改正された。

このため、宮城県の「職員の給与に関する条例」を引用する「石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例」についても、引用条項の整理が必要となった。

## 【目的】

宮城県条例の左横書き化に伴い、県条例の条項を引用する石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の整理を行うもの。

## ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

## 【根拠法令】

職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）

条例の形式を左横書きに改正する条例（令和 7 年宮城県条例第 12 号）

石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例（平成 17 年条例第 47 号）

## 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

## ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 1 月 15 日 宮城県条例等の形式の左横書き化の実施について（県情文号外 通知）

3 月 21 日 条例の形式を左横書きに改正する条例公布（令和 7 年 4 月 1 日施行）

## ⑤ 主な内容

宮城県条例の左横書き化に伴い、石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例について引用条項の整理を行う。

改 正	現 行
（給与）	（給与）
第 3 条 （略）	第 3 条 （略）
2・3 （略）	2・3 （略）
4 第 1 項及び第 2 項の給与及び特殊勤務手当の種類、支給額その他給与の支給に関しては、給与条例第 4 条第 1 項第 3 号 <u>ア</u> 教育職給料表（1）の適用を受ける職員の規定を準用する。	4 第 1 項及び第 2 項の給与及び特殊勤務手当の種類、支給額その他給与の支給に関しては、給与条例第 4 条第 1 項第 3 号 <u>イ</u> 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の規定を準用する。
（その他給与の取扱い）	（その他給与の取扱い）
第 5 条 この条例に定めるもののほか、教育職員の給与等の取扱いについては、給与条例第 4 条第 1 項第 3 号 <u>ア</u> 教育職給料表（1）の適用を受ける職員の例による。	第 5 条 この条例に定めるもののほか、教育職員の給与等の取扱いについては、給与条例第 4 条第 1 項第 3 号 <u>イ</u> 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の例による。
（旅費）	（旅費）
第 6 条 （略）	第 6 条 （略）
2 前項の旅費の支給に関しては、給与条例第 4 条第 1 項第 3 号 <u>ア</u> 教育職給料表（1）の適用を受ける職員の規定を準用する。	2 前項の旅費の支給に関しては、給与条例第 4 条第 1 項第 3 号 <u>イ</u> 教育職給料表（一）の適用を受ける職員の規定を準用する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

関係条例を整理することにより、県条例との整合性を図ることができる。

【市財政への負担】

なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内の他自治体において同様の条例を制定している自治体はない。

※県内において市立高校を設置しているのは、本市と仙台市のみとなっており、仙台市においては県条例を引用していない。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年12月 市議会第4回定例会に石巻市立高等学校の教育職員の給与等に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行）

⑨ その他